

令和元年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和元年（2019年）7月25日（木）

午後2時10分～午後2時50分

場所 市庁舎本館3階303会議室

1 出席者 梶山会長、椎野委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、高山委員、下島委員、久保田委員、今井委員、鈴木委員、川口委員、彦根委員、綾部委員

以上13名

（欠席者：0名）

事務局：高橋健康・こども部長、草山保険年金課長、清田課長代理、長島担当長、磯崎主査、田澤主任、海老澤主任、加藤主任

以上8名

2 傍聴者 0名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長： 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。

議題（1）「平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局より、平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、資料を確認しながら、平成30年度決算の概要や特徴、国民健康保険税の収納率等について説明した。

会 長： ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見などありますでしょうか。

委 員： （質問、意見なし）

会 長： それでは、御意見も無いようですので、（1）「平成30年度平塚市国民健康保険事業特

別会計決算見込み」は終わらせていただきます。

続きまして、議題（２）「令和元年度国民健康保険税収納対策方針の策定」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局から、令和元年度国民健康保険税収納対策方針の策定について、資料を確認しながら、目標や、取組方針、具体的な取組事項の概要について説明した。

会 長 : ただいま事務局から議題の（２）につきまして、説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見などございませんでしょうか。

委 員 : 県の平均に比べて、すべてパーセンテージが下回っていますが、それについての原因というか理由はどのようなものが挙げられますでしょうか。分かれば教えていただきたい。

事務局 : 平成３０年度まで、資格業務と収納業務を同じ担当で行っておりました。資格業務とは主に、国民健康保険の加入・脱退といった手続きを行う窓口でありまして、やはりその部分で、日々窓口の業務に追われているところがありまして、なかなか保険税の収納業務に取り組むことができていませんでした。差し押さえ件数に関しましては、やはり財産調査というものが重要となっておりますので、滞納されている方の件数が多くて、なかなか財産調査という部分まで手が回らなかったというのがあります。平成３１年度、令和元年度につきましては、資格の業務を資格給付担当といたしまして、資格が以前あった保険税担当は収納の部分に特化するような体制を整えております。体制を整えたことによって、収納率の向上を目指しております。

会 長 : 今お話がありましたように、組織を変えてより滞納対策と言いますか収納率向上に向けて、マンパワーを集中させていくというお話でしたけれども、よろしいでしょうか。

委 員 : はい、なぜ平塚市の数値が低いのかと少しは理解できたのですが、もうちょっと他市のノウハウみたいなものを聞いてみたりしながらやれば、税収としては増えていくのではないのでしょうか。この先数値が低い原因究明については取り組んだほうがよろしいのではないかと思いますけれども。

事務局 : 今年から、収納率県内上位の横浜市の収納経験者を任期付短時間勤務職員として採用いたしまして、ノウハウ、スキル向上のために配置しております。

委 員 : 分かりました。

会 長 : ほかに御意見、御質問等ありますか。

委員： 今のご意見に関連するかどうかと思うのですけれども、差し押さえの件数が51件に対して、今回の目標は180件になっていますね。単純に言って3倍以上の目標を立てていらっしゃるのですけれども、これはある程度達成の可能性っていうのを見越した数字なのでしょうか。

事務局： まずは数字に関しましては、達成の可能性を残している数字になっております。今年に関しましては、先ほど申し上げましたが、任期付短時間勤務職員1名と滞納整理事務嘱託員3名を採用しまして、滞納整理に向けた体制作りを行いました。差し押さえをしていくにあたっては、個人の方の状況を把握するために財産調査というのが重要になっておりますので、財産調査を徹底することにより差し押さえの件数も増えていくものだと思います。

委員： 人も増えて、専門の職員の方を配置されたということで、達成されるように頑張っていたきたいと思うのですけれども、それから別件でもう一ついいですか。

実はもちろん私も国保の加入者であるのですが、平成30年の改革というのが実はあんまり直接身に染みてはいませんでした。いろいろネットとか書類を見てみて、制度がだいぶ変わったんだと改めて分かった次第で恥ずかしいのですけれども、これで滞納整理とか収納率の向上とかに関係してくるだろうと思います。この改革が適用されたことによって、それを払う時の負担感とか、すごく高いとか、高くなったというような感想はあるのですけれども、そういうものとそれから実際にきちんと収納していくということについて、市の方はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局： 基本的には国の政策の考えで行われた今回の制度改革なのですけれども、これは一番は一般会計といいまして市の普通の事業をやっているようなところから国保の方にお金を入れるようなことがあって、健康保険ですとか協会けんぽですとか、国民健康保険以外に納めている方が二重三重に保険料・保険税を払っているというところについて解消しましょう、というのが一つの大きな目標となっていました。平塚市の場合ですと、平成27年の頃ですと大体16億円とか10数億円が普通の金額をずっと入れていました。そのような状況が平塚市のようなところがある一方で、例えば、神奈川県のように豊かな県ではなくて、山村ですとか、財源的に乏しいところが法定外繰入金というものは1円も入れていません。例えば政令市ですけれども、1円も入れてなかったというところもあります。そのような状況がありましたので、この法定外繰入金の全国総額が大体3,400億円から3,500億円と言われていたのですけれども、それくらいのお金を国が保証して、各市町村に交付金として配りましょうということをやりましたので、その分、まず被保険者以外の負担が無くなるという形になっております。ただ、この法定外繰入金というものを各市町村はまだ持っているので、それを削減していく時に税が高くなったという感覚が出てきていると思います。

もう一つは、先ほど医療費が年々上がっていますという話があったと思うのですけれども、こちらの医療費についても大体年2%~3%くらい上がります。保険税で負担しているのはこの内4分の1くらいですから、0.5~0.8くらいは医療費が上がった分で皆さん

に負担していただく形にはなっていくと思います。ここで平塚市が増えている理由は、結局この法定外繰入金というものを税に置き換えていかなければならないという作業をしているからです。その作業につきましては、平成30年度平成31年度と進めておりまして、今年の令和2年度の予算を皆さんに審議していただく形になると思いますが、その令和2年度にかけて削減をすると、その時にまだ下がりきれない部分については、基金の説明を先ほどさせていただきましたが、その基金から下げ足りない部分が入れて、令和3年度の税率改正で、いわゆる国がこれぐらい支払ったらよいですよと算出して決める標準税率というものがあるんですけども、そこに近い形の計算になるだろうとっております。このような流れをやってきておりますので、まず税率は、本来法定外繰入金がない自治体のようにやってきていけば、かなり緩和されるはずだったんですけども、平塚市はその分10数億円を入れていました。一人当たりでいうと大体3万円ぐらい税金を肩代わりしてもらっている形になっています。この分を今、去年一昨年とやってきておりますけれども、徐々に年間だいたい平均で数千円上げる形になってきておりまして、所得に多い方はそれなりに上がってきていると思います。今の話が全体的な説明になります。

続きまして、税率との関わりなんですけれども、税を計算するときにはまず必要税総額、来年こういう風に保険をやる時にどれぐらいのお金がかかります。というものを出します。それを収納率で割るかたちになります。例えば話しますと、収納率が50%の場合は、100円取るためには、2分の1で割ると200円の税金をかけないと保険の事業には足りない。これがもう少し収納率が良くなってきて90%とかになると、今度はここが110円とかそれくらいまで下がってくるというかたちになりますので、収納率は高ければ高いほど、必要税総額に対して、上増しする分は減ってまいります。平塚市の場合は、全体で今55億円ありますので、1%収納率が動くとも5,500万円下がります。これは今だいたい被保険者数は5万人後半になっておりますので、1人1,000円くらい下がります。平成28年度の頃と比べますとだいたい2%くらい変わっておりますので、そのころに比べると2,000円くらいは収納を頑張ったので下げられた。それで今年は2%、91%から93%に上げるという方針を立てましたが、これは93%になれば、同じように1人2,000円分くらい税負担を下げられるようになるだろうと考えております。

会 長 : 制度改革がある中、やはりいろいろなところがある中で、上がったたり下がったりして、平塚市のこれまでの法定外繰入金の対応、そういったところも整理しつつ、今過渡的な状況にある。また、今後令和3年度の標準税率に合わせつつ、その辺のところも精査し、整理されていく、そんな展望でよろしいですかね。

事務局 : はい、そういう流れになります。

会 長 : なかなか聞いていても難しいところですけども、これからまた議論を深めながら進めさせていただければいいと思います。ほかに御意見、御質問等ありませんか。

委員：意見ではなく、伺いたいことなのですが、国保に毎月お支払いしている額は、私たち夫婦のような年金世帯と高収入の世帯とどれくらい違うのでしょうか。それとも同じ額なのでしょうか。

まずは、この大きい数字でも立ち返れば、自分の家計を見ると、毎月1万いくらか払っています。収入の多い方で高い税金をたくさん収めていられる方たちの国保分として、毎月お支払いされている額と年金だけでやってる世帯の額というのは実際どのくらい違うのか、興味があるのですが、この場で教えていただけるものならば、教えていただきたい。

事務局：まず、国保の保険税なんですけれども、課税限度額と言いまして上限額が決まっています、今年は96万円です。

委員：年額ですか。

事務局：年額です。ですので、一番払っている人は、年額96万円払っています。これに対して、普通の所得がない人に対しては、軽減をかけて、これくらい払ってくださいというのに対して、3段階税率を下げるというものがあります。2割、5割、7割と下げていますけれども、そうやって最大に下げている方っていうのは、10万円ちょっとになりますので、9倍から8倍になります。

委員：それはいろいろ補助を受けている方っていうことですか。

事務局：補助ではなくて、所得がということです。年金だけ受給している方については、ほぼその辺の話です。10万円ちょっとくらいで、20万円いっている人はちょっと多い方かもしれません。国保の平均所得がどれくらいかという、年収、年金で200万をもらっている人は国保の中では、お金持ちの方になります。今、言ったのは、制度的に軽減が効いているところなんですけれども、さらにここで減免という制度があります。これについては、例えば、おうちが火事になったとか災害になったものですか、あるいは職を失った場合ですか、そういう方に対してもさらに下げる制度があります。その人たちは数万円ですので、その方たちはさらに20倍くらい違ってきます。

委員：65歳で退職して、国民健康保険にしたんですけれども、国保で払っている額っていうのは、同じ条件で払っている額で、一番年間収入が多くて払っていらっしゃる方は、年間96万円くらい払っているっていう、この差があるわけですね。この点、クリアにさせていただいて安心しました。

会長：ほかにいかがですか。

委員：（その他、質問、意見なし）

会 長 : ほかに御意見もございませんので、議題(2)「令和元年度国民健康保険税収納対策方針の策定」は終了させていただきます。本日の用意された議題は2点になります。この際ですので、他に委員の皆様から何か御意見、御要望等なんでも結構かと思うのですが、いかがでしょうか。

委 員 : (その他、質問、意見なし)

会 長 : それでは特に無いようですので、議事にかかる事項は終了させていただきます。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお渡しいたします。事務局よろしく願いいたします。

事務局 : ありがとうございました。次回の日程になりますけれども、次回第2回は11月14日(木)午後2時からこちらの303号室で開く予定となっております。今のところ、例年行っている案件になりますが、この時期に来年度の税率について、県から標準税率という原案のようなものが示されますので、その説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは長時間にわたり、どうもありがとうございました。

5 閉会

令和元年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。